

平成 23 年 9 月 15 日
総務省政策統括官（統計基準担当）

各府省等（統計関係）における東日本大震災の対応状況（未定稿）

- 下表は、総務省政策統括官（統計基準担当）において、東日本大震災以降に調査の実施・公表が見込まれる基幹統計調査及び主な一般統計調査を中心に、60調査等について、各府省等の情報を取りまとめたものです。
- 60調査等のうち、大震災に対して特別の措置を講じたものの概要は、次のとおりとなっています。
 - 大きな被害を受けた地域を調査対象地域から除外等したもの（予定を含む）・・・延べ11調査
 - 調査対象・項目の限定等を行ったもの・・・・・・・・・・・・・・・・延べ7調査
 - 調査実施時期・調査票提出期限等を延期したもの・・・・・・・・延べ5調査
 - 集計・推計の方法や公表時期等を変更したもの・・・・・・・・延べ27調査等
 - その他参考値の公表等を行ったもの・・・・・・・・・・・・・・・・延べ22調査

平成23年9月9日現在

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|--------------|-------------|---|
| 人事院 | 職種別民間給与実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査の開始期日（5月1日から）を、当面延期する旨決定し、公表（3/30）。 ➢ 3県（岩手県、宮城県及び福島県）に所在している事業所を除外して、6/24から8/10の期間で実施する旨決定し、公表（5/20）。 |
| 内閣府 | 景気ウォッチャー調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東北地方の回答率は小幅な低下にとどまっていることから、通常通り公表。公表に当たっては、東北を除く全国の値を参考値として併記（4/8）。 |
| | 消費動向調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）内の7調査区で3月調査を、また、2県（岩手県及び宮城県）内の3調査区で4月調査を中止。調査中止による影響の試算・分析結果を公表（4/19、5/16）。 ➢ 3県（岩手県、宮城県、福島県）内の5調査区について、調査区を変更。 |
| | 四半期別GDP速報 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 震災の影響による推計方法の変更について、事前及び計数発表時に公表。 <p>平成23年1-3月 1次QE 4/27、4/28、5/19 平成23年1-3月 2次QE 6/1、6/9 平成23年4-6月 1次QE 7/27、8/15 平成23年4-6月 2次QE 9/9</p> |
| 総務省 （統計局） | 国勢調査（※） | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成22年国勢調査速報を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を4月25日に統計局HPに掲載。 ➢ 3県（岩手県、宮城県及び福島県）について、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局HPに掲載する（5/31、6/2、6/24、7/12）とともに、当該地方公共団体に提供。 ➢ 3県（岩手県、宮城県及び福島県）について、人口等基本集計結果を前倒しして7月27日に公表。 |
| | 労働力調査（※） | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 岩手県、宮城県では、5月分から、福島県では8月分から可能な範囲で調査を再開。 ➢ 調査結果については、3県を除く全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|--------------|----------------|--|
| 総務省 (統計局) | 家計調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の取集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。 ➤ 3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。 ➤ 3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できたことに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。 |
| | 小売物価統計調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。 ➤ 岩手県、福島県及び茨城県においては4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。 ➤ 全国4月分調査については5/27に通常どおり公表。 ➤ 全国4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。 |
| | 個人企業経済調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1～3月期動向編(5/26公表)及び22年構造編(7/12公表)について、3県を除く全国の結果として公表。また、4～6月期動向編においても、同様の方法で公表予定。 ➤ 3県においては一部の市を除き7～9月期から調査を再開。 |
| | 科学技術研究調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査票配布時に被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)の調査客体に、電話等により調査実施の可否について確認。 |
| | 就業構造基本調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成19年就業構造基本調査 新職業分類特別集計について、当初予定どおり公表(6/6)。 |
| | 経済センサスー基礎調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 東日本太平洋岸地域等(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。 <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村別産業(大分類・小分類)別事業所数及び従業者数について5月11日に掲載(6月3日確報集計に基づき更新) ・市区町村別産業(大分類)別事業所数及び従業者数ー浸水調査区について5月11日に掲載(6月15日調査区別集計に基づき更新) |
| | 家計消費状況調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施する方針を公表(5/2)。 ➤ 4月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|--------------|-------------------|--|
| 総務省 (統計局) | サービス産業 動向調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢福島第一原発警戒・計画的避難区域については調査を停止。 ➢3月分結果(速報)については、岩手、宮城、福島、茨城を除いて集計し、また、これら4県を除く前年比(3月分)を作成し、公表(5/31)。その後、4月分結果(速報)に併せて、4県を含めた再集計結果を公表(6/29)。 ➢東日本・西日本別の集計結果を公表。 |
| | 社会生活基本 調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施する予定。 |
| 法務省 | 登記統計等 (全て業務統計) | <ul style="list-style-type: none"> ➢震災の影響を受けた可能性のある3月分の業務統計については、法務省ホームページにその旨の周知文を掲載(5/20)。 ➢4月分以降は、通常どおり公表。 |
| 財務省 | 法人企業統計 | <ul style="list-style-type: none"> ➢四半期別調査(平成23年1月～3月期分)は、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることにし、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表した。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表した。 ➢年次別調査は、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期することとし、公表時期を10月31日とした。 |
| 文部科学 省 | 学校基本調査 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を実施しないこととし、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期することとした。 また、確定値の公表時期を平成24年2月に延期することとした。 |
| | 学校保健統計 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については、実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出した。 |
| | 社会教育調査 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年度調査について、民間体育施設を調査対象外とし、調査項目については、現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出した。 |
| | 地方教育費調査 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、調査項目を一部に限定し、回答期限を11月まで延期することとした。 |
| 厚生労働 省 | 毎月勤労統計 調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により3～4月分(宮城県は3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。また、当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域において調査を中止。 ➢上記対応状況や集計結果への影響等について公表(4/25、5/2等)。 ➢特別集計(被災3県における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31、6/17等))を公表。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|-------|-----------------|--|
| 厚生労働省 | 国民生活基礎調査(※) | ➤ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、調査を実施しない旨を決定し、3県に連絡済み。 |
| | 人口動態統計(※) | ➤ 速報と月報(概数)では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表する。なお、来年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報(確定数)にて、発生月別の集計を行う予定。 |
| | 医療施設調査(※) | ➤ 動態調査では、集計については従来の方法で行い、集計結果については3月末以降の概数について、実際の数値と異なる可能性がある旨集計・公表の取り扱いについて公表(6/6)。 ➤ 静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定しての実施、福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施、また、診療所については調査対象からの除外を決定し、当該県へ連絡済み。 |
| | 患者調査(※) | ➤ 宮城県の一部地域及び福島県の全域について調査を行わない旨決定し、当該県へ連絡済み。 |
| | 賃金構造基本統計調査 | ➤ 被災地についても、可能な限り調査を実施し、従来どおり集計・公表の予定。 |
| | 薬事工業生産動態統計調査(※) | ➤ 被災により調査票の提出が困難としている対象事業所は極めて少数であることを確認しており、3月分以降、通常どおり調査・集計・公表を実施。 |
| 農林水産省 | 農業経営統計調査 | ➤ 平成22年の調査結果のうち、一部の統計については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)の一部回収困難な客体を除いて推計を行う予定。 |
| | 農業物価統計調査 | ➤ 3月分(4/28公表)は、5県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)の一部の回収不可能な客体分について前年同月又は前月価格に県内又は近隣地域の回収可能客体の変動率を加味して補正した数値で代替。 ➤ 4月分以降は、可能な限り標本選定替えを行い、選定替えが困難な場合は、3月と同様の措置。 |
| | 作物統計調査 | ➤ 果樹調査(平成22年産りんご収穫量等)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いて公表(5/20)。 ➤ 3県の取りまとめが可能となったため再集計を行い、3県を含めた第2報を公表(7/20)。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|-------|-------------|--|
| 農林水産省 | 木材統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 製材月別調査については、2月分以降、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表していたが、7月分から当該3県を含めた調査・公表を再開（8/25公表）。 ➤ 合単板月別調査については、2月分以降、2県（岩手県及び宮城県）を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、当該2県を含め調査・公表を行う予定。 |
| | 海面漁業生産統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成22年の結果については、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表（5/9）。宮城県、福島県を含めた第2報を公表（6/24）。今後、岩手県の取りまとめが可能となった場合、再集計を行い公表予定。 |
| | 牛乳乳製品統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期（2月分は4月20日、3月分は5月9日公表済み）。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。 ➤ 4月分以降は、通常どおり公表。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計（※） | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集した。同情報を被災県にも提供。 ➤ 4月分以降も、被災県を除かず、通常どおり公表。 |
| | 鉱工業指数（IIP） | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災県を除かず、通常どおり公表。 ➤ 原則として各データの所管部署で作成した数値を使用。 ➤ 参考として、3月分以降、被災地と被災地以外を分割した指数を試算。 |
| | 特定業種石油等消費統計 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないとした事業所は、生産動態統計調査で行ったヒアリングを元に推計。 ➤ 4月分以降も、被災県を除かず、通常通り公表。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|-------|----------------|---|
| 経済産業省 | 商業動態統計 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補定。 ➤ 今後も、被災県を除かず、通常通り公表。 |
| | 商業統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災地域における商業の経済規模等について、特別集計・公表(8/24)。 |
| | 特定サービス産業動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地域の未提出企業(又は事業所)について電話確認を行い、連絡の取れなかった企業(又は事業所)については、売上高等は日割り推計、従業者数等は前月の数値をもとに推計し、より実態に近い形で補定。 ➤ 今後も、被災県を除かず、通常通り公表。 |
| | 工業統計調査 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県・市町村経由の調査票については、調査票の紛失、滅失などの報告はなし。 ➤ 被災地域における工業の経済規模、浸水地域に立地する製造事業所等について、特別集計・公表(8/24)。 ➤ 現在、通常通りの業務が実施されていることから、影響は少ないものと考えられる。 |
| | 経済産業省企業活動基本調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を一ヶ月遅らせた上で、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付(6/20)。 |
| | 第3次産業活動指数 | <ul style="list-style-type: none"> 2月分～7月分作成にあたっての対応は以下の通り。 ➤ 通常どおり公表されているデータについては公表値をそのまま使用。 ➤ データが未公表、部分的公表になっている系列については、欠落したデータを補完。通常でも公表が2ヶ月遅れとなっている系列については、IR情報等を用いて推計。 |
| | 石油製品需給動態統計 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集した。 ➤ 今後も、被災県を除外せず、通常通り公表。 |
| | ガス事業生産動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3～5月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表。 ➤ 6月分調査については、全調査客体について回収を行い、通常どおり公表。あわせて、3～5月分についても遡及して回収し、補正版を公表。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|-------|--|--|
| 国土交通省 | 建設工事受注動態統計調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。 ➢ 4月分の公表については、宮城県分の取りまとめが遅延したため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。 5月分の公表時に宮城県分を含んだ4月分の再集計値を公表(7/11)。 ➢ 今後は、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。 |
| | 建築着工統計(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでも調査結果を予定どおりに公表しており、今後も通常どおり調査を実施。 |
| | 自動車輸送統計調査、港湾調査(※)、内航船舶輸送統計調査、造船機統計調査、鉄道車両等生産動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で調査を実施。現時点では、通常どおり実施。 |
| 環境省 | 環境経済観測調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 郵送・オンラインによる調査であり、実施に伴う障害は限定的であり、6月調査も通常実施。 ➢ ただし、送付状において被災地企業には可能な範囲での協力依頼と記載した上、岩手、宮城、福島3県への督促状は省略するなどの配慮を行った。 ➢ 通常形式により8月26日公表。なお、被災地における回答率の極端な低下等の事態はみられなかった。 |
| | 産業廃棄物排出・処理状況調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 例年同様7月より調査を実施しており、通常通り公表する予定。 ➢ 現段階では、被災県から提出の遅延等の連絡は来ていない。 |
| | 環境投資等実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 例年同様10月頃に調査を実施する。 |
| | 環境にやさしい企業行動調査 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 郵送・オンラインによる調査であり、実施に伴う障害は限定的であり、調査は通常実施。 ➢ ただし、送付状において被災地企業には可能な範囲での協力依頼と記載した上、岩手、宮城、福島3県への督促状は省略するなどの配慮を行う。 ➢ 調査票の回収状況が極端に低下した場合等には、その状況や結果への影響について整理・公表を検討する。 |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等 |
|------|--------------|---|
| 日本銀行 | 短観 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3月の短観については、回答基準日を3月11日に設定していた（回答期間は2月24日から3月31日）ため、異例の措置として、業況判断DIを3月11日までの回収分と3月12日以降回収分に分けて再集計し、公表予定日の翌営業日の4月4日に公表。 ➤ 上記公表に当たっては、極めて異例な状況を踏まえ、特に注目度の高い業況判断DIに限り特別に分割を行い、結果については、あくまで参考係数として幅をみるように注意喚起。 ➤ 6月の短観については、従来通りの方法で調査を実施。公表に当たっては、調査方法が従来通りであることを事前に周知した。また、公表時に業況判断及び年度計画の有効回答社数・回答率の時系列計数を別途掲載。 |
| | 企業物価指数 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 価格調査対象の企業で被災地に所在する企業はごく一部である。 ➤ 被災により、月次の価格調査票を提出できなかった企業についても、通常の手続きで欠測値補完を行なった。 |
| | 企業向けサービス価格指数 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 価格調査対象の企業で被災地に所在する企業はごく一部である。被災により、月次の価格調査票を提出できなかった企業についても、通常の手続きで欠測値補完を行なった。 ➤ なお、3月分の指数集計に当たり、一部の品目において通常と異なる取引態様がみられたことから、調査集計方法を臨時に変更した。具体的には、「テレビ広告」の品目において、震災直後、広告主が営利目的ではない公益社団法人にほぼ全面的に切り替わったため、これを除外する異例の欠測値補完を行なった。4月分以降は震災以前の指数集計に復した。 |
| | 金融統計 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 預金と貸出金に関する統計、およびそれを含める金融統計において、被災地に本拠を置く信用金庫の一部において、2、3月分計数が未入手となった。報告済みの前月（前期）計数で補完した。 |

注) 「調査名」欄の末尾に「(※)」印を付した統計は、都道府県（一部市町村を含む。）を經由又は報告者とする統計を示す。